**○国土交通省告示第四百九十三号**

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定する都道府県　一　新潟県
二　長野県
三　佐賀県

指定する市町村　一　北海道美深町
二　北海道豊富町
三　北海道池田町
四　神奈川県大和市
五　富山県富山市
六　徳島県つるぎ町
七　熊本県山江村
八　熊本県球磨村

**○原子力規制委員会告示第二号**

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

（昭和三十五年科学技術庁告示第十七号の一部改正）

**第一条**　昭和三十五年科学技術庁告示第十七号（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第三条第二項第二号の規定に基づく口答試験を受験する資格を認める講習機関等を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部改正）

**第二条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第四号及び第五号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正）

**第三条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十九号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第三条第十九号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

**○原子力規制委員会告示第三号**

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百十条の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月一日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

| 氏名又は名称 | 住所 | 変更する事項 | 変更する年月日 |
|---|---|---|---|
| 独立行政法人日本原子力研究開発機構 | 茨城県那珂郡東海村村松４番地４９ | 氏名又は名称を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」から「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」とし、住所を「茨城県那珂郡東海村村松４番地４９」から「茨城県那珂郡東海村大字舟石川７６５番地１」とし、資格講習業務を行う事業所の所在地を「茨城県那珂郡東海村大字白方字白根２番地の４」から「茨城県那珂郡東海村大字白方２番地４」とする。 | 平成二十七年四月一日 |

**○防衛省告示第六十四号**

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成二十七年四月一日　　防衛大臣　中谷　元

本文中「及び保育所」を「、保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附　則

この告示は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

**○防衛省告示第六十五号**

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日　　防衛大臣　中谷　元

| 信号符字 | 番号 | 名称 | 取消年月日 |
|---|---|---|---|
| ＪＳＯＸ | 三六〇七 | ふゆしお | 平成二十七年三月六日 |